

## 水道料金等算定事務取扱基準

令和3年1月1日制定

(目的)

第1条 この基準は、防府市水道事業給水条例第22条及び第23条に定める料金及び料金の算定並びに防府市下水道条例第17条に定める使用料の算定方法に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(公衆浴場用)

第2条 公衆浴場用は、公衆浴場法（昭和23年法律第139号）第1条第1項に規定する公衆浴場のうち、住民の日常生活における保健衛生上必要な入浴のために利用されるもので、公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令（昭和32年厚生省令第38号）に基づき、山口県知事により公衆浴場入浴料金につき、統制額を指定される公衆浴場の用に使用する場合又は公衆浴場から排除される汚水を対象とする。

(臨時給水料金・臨時排水料金等)

第3条 臨時給水料金は、上下水道局の施設内給水装置より臨時に給水する場合及び受水槽清掃等のために給水する場合を対象とし、基本料金を免除した従量料金の1<sup>m</sup>あたり195円のみで算定する。

2 臨時排水料金は、前項を適用する受水槽清掃等に起因する汚水を排除設備等により下水道に排水した場合等を対象とし、基本料金を免除した超過料金の1<sup>m</sup>あたり200円のみで算定する。

3 集合住宅の戸別検針・戸別料金徴収に関する取扱基準第12条第3項の管理者が別に定める料金の算出は、前2項の算定に準ずるものとする。

4 給水条例等に定めのない前3項の料金については、予算科目及び勘定科目を「水道事業収益／営業収益／その他営業収益／雑収益」・「公共下水道事業収益／営業収益／その他営業収益／雑収益」とする。ただし、水量については、それぞれの会計における「有効水量／有収水量／その他」に含めるものとする。

附 則

この基準は令和3年1月1日から施行する。